

2021 September

9

No.859

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 ひょうたん島公園

## 今月の記事

### ● 日本年金機構

- ・標準報酬月額に従業員様への通知のお願い ..... 2
- ・被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届提出のお願い ..... 2
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ ..... 3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・がばい健康企業宣言始めませんか ..... 4
- ・第三者の行為によるケガで保険証を使用する場合協会けんぽへ届出が必要です ..... 5

### ● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のごあんない ..... 6
- ・被扶養者が医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に  
従事したことによる給与収入の取り扱い ..... 7
- ・年金相談窓口開設等 ..... 8
- ・社会保険料の納付には口座振替をご利用ください ..... 8

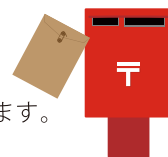
適用関係届書  
送付先

## 日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。  
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



## 事業主の皆様へ

### 標準報酬月額に従業員様への通知のお願い

被保険者標準報酬月額算定基礎届により決定された標準報酬月額は令和3年9月1日から適用となります。

決定後の標準報酬月額について、被保険者(従業員)の皆様へ通知いただきますようお願いいたします。

### 被保険者報酬月額変更届・ 70歳以上被用者月額変更届提出のお願い

標準報酬月額は、「被保険者資格取得届」や「被保険者標準報酬月額算定基礎届」により決定しますが、昇(降)給により報酬が大幅に変動した場合は、「被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届」により標準報酬月額の随時改定を行うこととなり、固定的賃金の変動し、その報酬を支払った月から数えて4か月目に新たな標準報酬月額が適用されます。

たとえば、5月支払い分から変動があった場合は、8月分保険料(令和3年9月30日納付期限分)から適用となります。

随時改定は次の3つの条件すべてにあてはまる場合に行います。

- ① 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- ② 従前の標準報酬月額と、変動月から3か月間に支払われた報酬の平均額による標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- ③ 変動月から3か月間の支払基礎日数が各月17日以上(特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合は11日以上)ある。

ただし、次の場合は、随時改定の対象となりませんので、「被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届」の提出は不要です。

- ① 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
- ② 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

#### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

# 国民年金保険料の特例申請が可能です!

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

## 対象となる学生

以下、いずれにも該当する方が対象となります。

### ①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

### ②所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額(※1)が、**学生納付特例基準相当になることが見込まれる方**

**学生納付特例所得基準額**

128万円(※2)+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等

(※1) 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

(※2) 令和2年度以前は118万円

## 申請の対象となる期間

**令和3年度分 令和3年4月分から令和4年3月分まで**

※令和元年度分及び令和2年度分(令和2年2月分から令和3年3月分)の申請も可能です。  
詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

## 申請に必要なもの

### 1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

※「⑫特例認定区分」欄の「3.その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

### 2. 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

### 3. 学生証のコピー



## 申請方法

- 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
  - 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。
- ※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。



日本年金機構ホームページはこちら▶

## お問い合わせ先

<お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。>

**ねんきん加入者ダイヤル TEL 0570-003-004**

月～金曜日 8:30～19:00 / 第2土曜日 9:30～16:00

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和3年9月分保険料の納付期限は**令和3年11月1日(月)**です。

佐賀県内の500社以上が宣言中!

# がばい健康企業宣言 始めませんか?



## 「がばい健康企業宣言」の手順

### STEP ① 健康宣言

佐賀支部にエントリーシートを提出し、社内外に健康経営を行うことを発信する。

### STEP ② 取り組み内容の検討

保健師等の専門職が貴社に訪問し、健康課題に応じた取り組みを検討します。

### STEP ③ 取り組みの実施

STEP2で検討した取り組み内容を実施する。

### STEP ④ 取り組み内容の見直し、評価

取り組みの振り返りとしてアンケート(実施結果レポート)を提出する。



### STEP ⑤ 優良企業認定

取り組み内容が優秀な事業所様には、優良企業として認定させていただき、認定証を交付いたします。

**9月末まで**に健康宣言した事業所が、翌年3月から4月頃に実施する優良認定の選定対象となります。

※優良認定は毎年実施しますが、健康宣言は一度のみでかまいません。

## 優良企業認定を受けるメリット

### ①健康経営取組企業として企業イメージの高まり

→協会けんぽのホームページや各種広報媒体により積極的に公表します。  
(公表について同意をいただいた事業所のみ)

### ②ロゴマークの使用許可

→認定事業所であることを示すロゴマークを、名刺や事業所のホームページなどに使用できます。

### ③佐賀県建設業者施行能力等級評定要領の加点要件

→優良認定を受けた場合に3点加点  
(詳細は佐賀県の担当課にお問い合わせください。)



がばい健康企業宣言  
**優良企業 2021**  
(優良企業認定ロゴマーク)

**まずは健康宣言から!**  
詳細はホームページをご覧ください。

がばい健康企業宣言

検索

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



全国健康保険協会 佐賀支部  
協会けんぽ

〒840-8560  
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル  
TEL 0952-27-0611(代表)

## 交通事故などの第三者の行為によるケガで保険証を使用する場合 協会けんぽへ届出が必要です。

第三者の行為によるケガ・病気の治療費は本来、加害者が負担するべきものです。そのため、第三者の行為によるケガ・病気で保険証を使用する際は、協会けんぽが加害者に治療費を請求するために必要な情報を届け出ていただく必要があります。

適正な保険給付のためにご理解とご協力をお願いします。

### ●第三者の行為によるケガとは？



相手がいる交通事故  
(過失割合にかかわらず)



ケンカなどにより  
ケガをさせられた



他人が飼っている  
動物に咬まれた

### ●保険証を使う場合は？

- ① 保険証を医療機関の窓口で提示し、第三者の行為によるケガであることを必ずお伝えください。
- ② 「第三者行為による傷病届」など、必要書類を記入のうえ、協会けんぽに届け出てください。



### ●届出書について

- ・届出書は協会けんぽホームページよりダウンロード可能です。
- ・印刷環境がない場合は、協会けんぽ佐賀支部までご連絡ください。



「第三者行為による傷病届」に関するお問い合わせ先／ レセプトグループ ☎ 0952-27-0614

**業務上・通勤途上のケガ**では、保険証を使用して治療を受けることはできません。  
事業主を通じて、労働基準監督署に労災保険の申請をお願いします。



メルマガのご登録はこちらから！  
役立つ情報が満載です！



令和  
3  
年度

社会保険事務講習会のご案内

## 『公的年金給付に関する講習会』

年金制度等について学びます。

| 地 区  | 日 時          | 会 場                          |
|------|--------------|------------------------------|
| 佐賀会場 | 令和3年9月9日(木)  | アバンセ（佐賀市天神3-2-11）            |
| 武雄会場 | 令和3年9月10日(金) | 武雄市文化会館（武雄市武雄町武雄5538-1）      |
| 唐津会場 | 令和3年9月13日(月) | 高齢者ふれあい会館 りふれ（唐津市ニタ子3-155-4） |
| 鳥栖会場 | 令和3年9月15日(水) | サンメッセ鳥栖（鳥栖市本鳥栖町1819）         |

講師●社会保険労務士

●実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

## 募集定員

佐賀・武雄…50名 鳥栖・唐津…30名

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

## 対象者

社会保険事務担当者の方

## 参加料

## 会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和3年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

## 申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

7840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

**TEL.0952-26-3171    FAX.0952-26-3377**



## 社会保険事務講習会 参加申込書

|                                 |                               |     |                                 |         |
|---------------------------------|-------------------------------|-----|---------------------------------|---------|
| 整 理 番 号                         |                               |     | 宛名シールの左下の番号。<br>おわかりになる範囲で結構です。 |         |
| 参加希望<br>会場日時                    | 『公的年金給付に関する講習会』               |     |                                 |         |
|                                 | ( 佐 賀 ・ 武 雄 ・ 唐 津 ・ 鳥 栖 ) 会 場 | 令 和 | 年                               | 月 日 ( ) |
| 参加者氏名                           |                               |     |                                 |         |
| 事 業 所 名                         |                               |     |                                 |         |
| 事業所所在地                          | 〒                             |     |                                 |         |
|                                 | 事業所電話番号 ( ) -                 |     |                                 |         |
| 分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。 |                               |     |                                 |         |

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

# 医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことによる給与収入の取り扱い

健康保険の被保険者に扶養されている方（被扶養者）・国民年金第3号被保険者の認定および被扶養者の資格確認の際に、収入を確認するに当たっては、被扶養者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとして算定することとしています。

本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務は、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、**特例措置として医療職の方がワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、収入確認の際、年間収入に算定しないこととします。**

なお、船員保険法に規定する被扶養者の認定および収入の確認においても同様の取り扱いとなります。

## 特例措置の対象者および対象となる収入

### ■ 対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職の方（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士）

### ■ 対象となる収入

令和3年4月から令和4年2月末までの期間において、新型コロナウイルスワクチン接種業務により得た収入

## 特例措置に伴う対応

上記対象者の方で、被扶養者または国民年金第3号被保険者に関する届出を行う場合は、次の1および2について、ご注意ください。

### 1 扶養認定時における被扶養者（異動）届・第3号被保険者関係届の記載方法等について

(1) 認定対象者の「収入（年収）」欄に記載する今後1年間の年間収入見込額は、ワクチン接種業務による収入見込額を除いた金額を記載してください。

(2) 届出に当たって「添付する収入額が確認できる書類（給与明細等）」に、ワクチン接種業務による収入額が含まれている場合には、届書の「扶養に関する申立書」欄に、**ワクチン接種業務に医療職として従事した旨および当該業務による収入額**を記載してください。

### 2 被扶養者の方の収入確認

現在、被扶養者となっている方であって、新型コロナウイルスワクチン接種業務により収入が増え、年間130万円（または180万円）を超える見込みであっても、当該業務により得た収入を除いた額により引き続き被扶養者に該当するか判断することになります。

**記載例**

今後1年間の収入額に、新型コロナウイルスワクチン接種業務による収入がある場合は、その額を除いた額を記載してください。

(例) 1ヶ月の収入額  
 通常のパート収入 10万円  
 ワクチン接種業務の収入 8万円  
 ⇒今後1年間の収入(年収)は120万円です。

届出に当たって収入額が確認できる書類（給与明細等）を添付する際に、新型コロナウイルスワクチン接種業務による収入額が含まれている場合は、  
 ①「ワクチン接種業務に医療職として従事した旨」  
 ②「従事したことによる収入額」  
 がわかるように記載してください。

| 令和3年10月 年金相談窓口開設カレンダー |                                           |                     |                     |    |                      |                             |
|-----------------------|-------------------------------------------|---------------------|---------------------|----|----------------------|-----------------------------|
| 日                     | 月                                         | 火                   | 水                   | 木  | 金                    | 土                           |
|                       |                                           |                     |                     |    | 1<br>伊万里市役所<br>(予約)  | 2                           |
| 3                     | 4<br>伊万里市役所<br>(予約)<br>年金事務所<br>延長相談19時まで | 5<br>鹿島市役所<br>(予約)  | 6<br>多久市役所<br>(予約)  | 7  | 8<br>伊万里市役所<br>(予約)  | 9<br>年金事務所<br>休日相談日<br>(予約) |
| 10                    | 11<br>年金事務所<br>延長相談19時まで                  | 12<br>基山町役場<br>(予約) | 13<br>有田町役場<br>(予約) | 14 | 15<br>伊万里市役所<br>(予約) | 16                          |
| 17                    | 18<br>年金事務所<br>延長相談19時まで                  | 19<br>鹿島市役所<br>(予約) | 20<br>多久市役所<br>(予約) | 21 | 22<br>伊万里市役所<br>(予約) | 23                          |
| 24/31                 | 25<br>年金事務所<br>延長相談19時まで                  | 26<br>基山町役場<br>(予約) | 27                  | 28 | 29<br>伊万里市役所<br>(予約) | 30                          |

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

|               |                        |                |                                  |
|---------------|------------------------|----------------|----------------------------------|
| 年金相談の<br>時間延長 | 週初めの開所日<br>17:15～19:00 | 年金事務所<br>休日相談日 | 県内年金事務所の休日相談日<br>受付時間 9:30～16:00 |
|---------------|------------------------|----------------|----------------------------------|

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

| 出張相談【予約制】 |                           |                         |
|-----------|---------------------------|-------------------------|
| 出張相談所     | 開設日・相談時間                  | 予約申込先                   |
| 多久市役所     | 第1・3水曜日<br>10:00～16:00    | 佐賀年金事務所<br>0952-33-6360 |
| 基山町役場     | 第2・4火曜日<br>10:00～16:00    |                         |
| 伊万里市役所    | 第1月曜日・毎週金曜日<br>9:30～15:30 | 唐津年金事務所<br>0955-72-5161 |
| 鹿島市役所     | 第1・3火曜日<br>10:00～16:00    | 武雄年金事務所<br>0954-23-0121 |
| 有田町役場     | 第2水曜日<br>10:00～15:00      |                         |

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

**☎0570-05-4890**(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

**☎03-6631-7521**(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。  
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

## 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください!

●毎月、金融機関に出向く必要がないので便利です。

●口座振替手数料のご負担は不要です。

●全国の金融機関がご利用になれます。

→銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の口座から振替が可能です。

※一部お取り扱いの出来ない金融機関がございます(インターネット専業銀行等)。

●毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座からお引き落としします。

※振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替が出来なかった場合は、後日、送付される納付書にて、金融機関等の窓口で納付していただくことになります。

申請用紙は日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)よりダウンロードいただくか、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課・厚生年金徴収課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課・厚生年金徴収課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課・厚生年金徴収課 TEL 0954-23-0121



1996年以降に生まれた若人をZ世代と呼ぶそうで、スケボー金の堀米、水泳の池江、将棋の藤井などなど、大きく羽ばたいている人をすぐに思い浮かべることができる世代です。

2030年以降を見据えた社会を予測するのに、この世代の動向を注目しているということです。

ということは自分の身近にいるZ世代を見つめておくことが大切なのですね。

因みに戦後世代をX世代、2000年以降に成人を迎えた世代をY世代と呼ぶそうです。(山)